

別記様式1

サービス付き高齢者向け住宅 登録申請書類の点検票（新規・更新共通）

以下の書類を提出してください。

なお、提出前に自主点検（）が必要です。（該当しない項目には斜線を引いてください。）

住宅名称				事業者名		
書類	No	内 容	様式	自主点検	県審査	備 考
点検票	1	登録申請書類の点検票	別記様式1			本書
申請書	2	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書	共同省令 別記様式第一号 ※情報提供システムから出力			所在地・名称を記載すること。
図面	3	縮尺、方位、登録住宅、職員の常駐場所を表示した付近見取図	—			各階平面図には、加齢対応構造等のチェックリストの内容を網羅的に表示し、必要に応じ住戸詳細・求積図を添付すること。
	4	縮尺、方位、登録住宅の間取り、各室の用途、設備の概要を表示した各階平面図	—			
バリアフリー	5	加齢対応構造等のチェックリスト	別記様式2の1 または 別記様式2の2			記名必須。
契約書約款	6	入居契約様式	—			共同利用設備の欄は、申請内容と整合させること。
	7	入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト	別記様式3			
	8	高齢者生活支援サービスに係る契約様式	—			入居契約と一体型の場合は不要。
業務委託契約書	9	(管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託する場合) 業務委託契約書の写し	—			日付の記載がある有効なもの。 非該当の場合は不要。
前払金の保全措置	10	(前払金を徴する場合) 保全措置を証する書類(銀行の保証等)	—			非該当の場合は不要。
有料老人ホーム	11	有料老人ホームの重要事項説明書	—			非該当の場合は不要。
建築基準法	12	(未竣工の場合) 確認済証の写し (既存建築物の場合または更新の場合) 檢査済証の写し	—			旧耐震建築物の場合は、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定への適合又はこれに準ずるものであることが確認できる書類
その他	13	暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報	別記様式4			
	14	(指定居宅サービス事業者等の指定を受けている場合) 指定通知書の写し ※医療法人・社会福祉法人である場合を除く	—			申請内容と合わせて提出すること。
	15	(医療法人・社会福祉法人・指定居宅サービス事業者のいずれにも該当しない場合) 職員の資格証明書の写し	—			非該当の場合は不要。
	16	(併設施設の指定を受けている場合) 併設施設の指定通知書の写し	—			非該当の場合は不要。
	17	(連携協定書を締結している場合) 連携・協力機関との連携協定書の写し	—			非該当の場合は不要。

※ 上記書面の提出が困難な場合は、別途千葉県住宅課担当までご相談下さい。